

## 八千代市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、八千代市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 市民
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に招集される会議及び第4条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

子ども・子育て会議	会 長	7,500
	委 員	7,000